

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

特定健康診査情報及び後期高齢者の健康診査情報に係るファイルのオンライン資格確認等システムへの登録状況及び登録予定の加入者への周知について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等の情報の閲覧開始について」（令和 3 年 7 月 5 日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課事務連絡）においてお示したとおり、オンライン資格確認等システムを利用した特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査及び法第 125 条第 1 項に基づく健康診査をいう。以下同じ。）に係る情報の閲覧等（マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧、医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧並びに保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供）のうち、まずは、本年 7 月 6 日より、医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧を開始したところです。

マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧及び保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供についても、本年 10 月中に開始することを予定しておりますが、加入者及び後期高齢者医療の被保険者（以下「加入者等」という。）が自らの特定健康診査等に係る情報をマイナポータルにおいて閲覧できるようになる時点を把握できるよう、あらかじめ加入者等に対して、特定健康診査等に係る情報の登録状況及び登録予定を周知いただきますようお願いいたします。なお、

その登録方法につきましては、

- ・ 保険者及び後期高齢者医療広域連合が、法第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査情報に係るファイル（閲覧用ファイル）及び法第 125 条第 1 項に基づく健康診査情報に係るファイル（後期高齢者健診閲覧用ファイル）を直接オンライン資格確認等システムに格納する方法と、
- ・ 社会保険診療報酬支払基金が、法定報告により保険者（国民健康保険団体連合会を通して法定報告を行う市町村及び国保組合を除く。）から提供を受けた特定健康診査に係るファイルを処理し、オンライン資格確認等システムに格納する方法

があります。

別添 1 から 3 までのとおり、加入者等に対する周知文の例をお示しします。こうした文書の加入者等への配布、広報誌やホームページ等への掲載等により、周知をお願いします。なお、各保険者又は後期高齢者医療広域連合の事情でオンライン資格確認等システムに格納されない情報がある場合は、その旨を追記した上でご活用ください。

また、保険者別の特定健康診査等に係る情報の登録状況及び登録予定につきましては、後日、厚生労働省ホームページにおいても掲載を予定しております。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いします。